

## 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教育課程連携協議会内規

### (設置)

第1条 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科（以下「経営戦略研究科」という。）に教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 経営戦略研究科は、経済・産業界等及び会計専門職の関係団体並びに地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、連携協議会を設けるものとする。

### (構成員)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

1 経営戦略研究科長	1名
2 経営戦略研究科副研究科長	2名
3 経営戦略研究科長補佐	2名
4 経済・産業界等及び会計専門職の関係団体において、経営戦略研究科の課程に係る職業の実務に關し豊富な経験を有する者	6名
5 地方自治体・団体関係者	1名
6 本学の教員その他職員で経営戦略研究科長が指名する者	若干名
7 本学の教員その他職員以外で経営戦略研究科長が必要と認める者	若干名

### (事業)

第4条 連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、経営戦略研究科長に意見を述べるものとする。

- 1 経済・産業界等及び会計専門職の関係団体並びに地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 2 経済・産業界等及び会計専門職の関係団体並びに地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- 3 経営戦略研究科長が提案する事項
- 4 その他構成員が提案する事項

### (運営)

第5条 連携協議会は、経営戦略研究科長が招集する。

- 2 連携協議会の議長は、経営戦略研究科長が務める。
- 3 連携協議会は、経営戦略研究科長が必要と認めた場合及び前条に規定する者の3分の1以上の要請があつた場合に開催する。

(部会)

第6条 連携協議会は、専門的な事項を審議するため部会を設けることができる。

(任期)

第7条 構成員の任期は、以下のとおりとする。

- 1 構成員の任期は、4月1日から起算して2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は1回限りとする。
- 2 任期途中で欠員が生じた場合は、新たに構成員を補充することができる。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 この内規に関する事務は、経営戦略研究科が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、経営戦略研究科教授会で行うものとする。

附 則

この内規は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

了解事項

本内規の施行をもって「アドバイザリー会議規約」は廃止する。